

長崎市告示第432号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 5 項及び第 6 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定並びに同法の規定の例による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 4 項の規定により、別紙のとおり指定介護機関が廃止したため、生活保護法第 55 条の 3 第 2 号の規定及び同法の規定の例による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定により告示する。

令和8年6月4日

長崎市長 鈴木史朗

(廃止)

	事業所名称	事業所所在地	開設者名称	開設者所在地	廃止年月日	サービス種別
1	ながさきのマーチ	長崎市桶屋町20番地 クレインコート東園307号	株式会社ハイジ 代表取締役 銭谷 憲代	長崎市大浦町1-33-1007	令和8年3月31日	居宅介護支援